

特定建設工事共同企業体(特定JV)の取扱いについて

～工事概算額10億円以上の建築一式工事又は土木一式工事～

当局が発注する建設工事のうち、建築一式工事又は土木一式工事で、工事概算額10億円以上のものについては、令和5年度以降、以下の措置概要に記載のとおり、特定JVの代表者以外の構成員に求める要件を緩和することとしましたのでお知らせします。

(対象工事)

建築一式工事又は土木一式工事で、工事概算額10億円以上のうち、当該工事の確実かつ円滑な施工を図る必要がある工事等

(措置概要)

○構成員に求める要件を次のとおりとします。

- ・特定JVの代表者：経営事項評価数値 1,200点以上【変更なし】
- ・その他の構成員：総合審査数値 990点以上(Aランク)【現行】

↓

総合審査数値 830点以上(Bランク)【変更後】

適用時期

令和5年7月以降に入札公告に付す建設工事から適用します。

その他

詳細については、各工事の「入札公告」及び「競争参加者の資格に関する公示」をご覧ください。